

平 監 発 第 4 号
平成28年4月21日



小平市長 小林 正 則 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭
小平市監査委員 浅 倉 成 樹

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第 2 監査の対象

企画政策部政策課、行政経営課、秘書広報課、情報政策課、財政課、財産管理課及び関係課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第 3 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 監査の期間

平成28年1月19日から平成28年3月28日まで

第 5 監査講評の場所

市役所601会議室

第 6 監査の主眼

監査に当たっては、企画政策部政策課、行政経営課、秘書広報課、情報政策課、財政課、財産管理課及び関係課所管の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における物品購入契約（新聞の購読契約）で、納入期限の記載がなく、請書の契約代金の支払条件の記載が誤っているもの（政策課）
- (2) 主管課における業務委託契約で、業務完了報告書受領前に検査を行っているもの（行政経営課、情報政策課）

2 支出事務について

- (1) 資金前渡の用件終了後、精算の手續に日数を要しているもの（秘書広報課）

3 源泉徴収事務について

- (1) 源泉徴収の対象とならない経費から所得税を徴収しているもの（行政経営課）

4 時間外勤務手当支給事務について

- (1) 出退勤システムの退勤時刻よりも時間外勤務命令簿の実施時刻を遅く報告していることで過支給となっているもの（政策課）

5 旅費支給事務について

- (1) 出張に当たって、出退勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの（行政経営課）

【意見・要望事項】

1 契約事務について

- (1) 委託業務完了報告書に、報告日より前の日付の收受印が押印されているものが見受けられた。適正に処理されたい。（秘書広報課）
- (2) 主管課における業務委託を含む賃貸借契約書に、委託契約の約款が添付されている。委託の約款には賃貸借契約の内容が無いため、契約検査課と調整のうえ、契約内容に沿った約款を添付されたい。（情報政策課）

2 個人情報の取り扱い事務について

- (1) 源泉徴収票作成の対象とならない謝礼金の支払相手の生年月日を収集している事例が見受けられた。個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集されたい。（行政経営課）

3 時間外勤務手当支給事務について

- (1) 時間外勤務命令はなく勤務終了後遅くに退勤しているもの、または時間外勤務終了後

遅くに退勤している事例が見受けられた。職員の出退勤管理を適正にされたい。

(政策課、行政経営課、財政課、財産管理課)

4 旅費支給事務について

(1) 旅費請求書において、日当が規定額未満で請求されているものが見受けられたので、
適正に処理されたい。 (政策課)

(2) 出張命令を受け出張しているにもかかわらず旅費の請求がされていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。 (行政経営課、秘書広報課)